

# 一般社団法人日本パデル協会

## 利益相反ポリシー

### 1 本ポリシーの目的

一般社団法人日本パデル協会（以下、「当協会」という）は、わが国におけるパデル協議（以下、「パデル」という）の中央競技団体として、パデルの普及振興を目的とし、この目的を達するため、パデルの普及、指導、研究、国際大会への選手選考・派遣、国内大会や合宿の開催、パデルの競技力の向上に関する活動を行っている。

こうした活動を行う中で、当協会の役員などの活動と当協会との利益が相反する利益相反の問題が顕在化することがある。

当協会は、利益相反に適切に対処し、当協会の社会的な信頼を堅持した活動を行っていくため、別途規定する利益相反管理規程とともに、本利益相反ポリシーを策定するものである。

本利益相反ポリシーは、誰を関係当事者とするか（関係当事者）、どのような取引が利益相反取引に該当するのか（利益相反取引該当性）、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか（利益相反の承認における判断基準）などについて、利益相反管理規程を補う形で、その運用を明確にするものである。

### 2 関係当事者

利益相反行為の関係当事者は、利益相反管理規程に定めるのと同様、以下の者（以下、「役員等」という）とする。

- (1) 当協会の役員（当協会の理事および監事をいう。以下同じ）
- (2) 当協会の職員または当協会が委嘱するなどして当協会事務等の任に当たる者
- (3) 上記各号に定める者の4親等以内の親族

### 3 利益相反行為該当性

以下の行為を利益相反管理規程にいう利益相反行為とする。

- (1) 役員等が自己又は第三者のためにする当協会の事業の部類に属する取引
- (2) 役員等が自己又は第三者のために当協会とする取引
- (3) 当協会が役員等の債務を保証すること、その他役員等以外の者との間において当協会と当該役員等との利益が相反する取引
- (4) 役員等が、当協会の取引先の役員となるなど、当協会の取引先の経営に関わること
- (5) 役員等が、当協会の取引先の過半数の株主となるなど、当協会の取引先の資本を実質的に支配すること

#### 4 利益相反の承認における判断基準

理事会における利益相反の承認に関しては、当該利益相反行為に関し、当該役員等から開示された重要な事実を総合的に考慮して承認するか否かを判断するが、特に次のような観点を重視して行う。

そもそも、利益相反行為は原則として禁止されるべきものであることが前提となる。当法人は、パデルに関する中央競技団体として、国内唯一の同協議の統括団体であることから、特定の者の利益のみを追求することは厳に慎まなければならないところ、利益相反行為に該当する行為は、典型的に、取引相手方の利益を優先し、当法人の利益を害したことが疑われるものであるから、原則としてこれを行うべきではない。

他方、形式上、利益相反行為に該当するとしても、一定の条件の下においては、当法人の利益を図ることになり、かつ、当該行為者以外の者から見ても、取引の公平性が害されるおそれが少ない場合には、同行為を許容すべき場面が存することもあるため、以下、検討すべき重要な事実等について詳述する。

まず、当該取引の重要性である。金額が大きく、関係者への影響も大きければ、当該利益相反行為が当協会に与えるリスクの程度が大きくなるから、その承認は慎重に行う。このような視点から検討して重要な取引と判断される場合には、その取引が誰の目から見ても納得できるものであるか、その取引の過程や内容が明確になっているかを慎重に検討し、これらの疑問が解消する場合に、当該利益相反取引を承認する。

また、当該取引が当協会に与えるメリット・デメリットも考慮される。たとえば、当協会が役員等の債務を保証する行為などは、一般的に、当協会が一方的に債務を負うこととなるから原則として承認しない。他方で、役員等が役員を務める企業などとの取引などの場面では、当協会の活動・パデル競技そのものに必要不可欠な用具などを当該企業から入手することが最も効率的であるということもあり得るから、当協会が当該取引によって得るメリットが大きい場合もある。このように、当該取引が当協会に与えるメリット・デメリットを比較考量して、承認の可否を決する。

当該役員等の立場も考慮される。当協会の意思決定に関わる理事、理事会を監督する監事など、当協会の運営に直接携わる役員等であればあるほど、利益相反行為該当性や、利益相反行為を承認するか否かの判断は、慎重に行う。

利益相反行為が取引である場合は、取引先の選択過程なども重視される。たとえば、当協会として理事が運営に携わる企業と取引しようとする場合には、他の同種企業と比較検討をしたのか、当該取引先を選択することが合理的かなどの判断が必要である。このような選択過程が合理的であることを、見積書などの客観的資料に基づいて判断できるか否かを承認の基準のひとつとする。

#### 5 公開と改廃

本利益相反ポリシーは公開し、理事会の決定によって改廃するものとする。